



第三十七条第三項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第五十条第二項中「第十五条第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第六十四条の三第一項第二号及び第六十四条の六中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第六十五条第一項第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同項第四号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第二項第二号中「第十五条第三項」を削り、第二十八条第一項の下に「第三十一条の三第三項」を加え、同条第四項第二号中「第十五条第三項」を「第三十一条の三第三項」に改める。  
第六十六条第一項第一号中「又は第三号の二」を「から第三号の三まで又は第八号の二」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第三号の二」を「第三号の三」に改め、同項第九号中「とき」を「とき」に改める。  
第六十八条の見出し中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、「一」を「いずれかに」に改める。  
第六十八條の二第一項中「取引主任者が次の各号の一」を「宅地建物取引士が次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第五号の二」を「第五号の三」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項第四号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「各号のいづれか」を「宅地建物取引士証」に、各号の「一」を「各号のいづれか」に改め、同項第一号中「第五号の二」を「第五号の三」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第七十条第四項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第七十二条第三項中「すべて」を「全て」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
第七十七条の二第二項及び第七十七条の三第二項中「第十五条」を「第三十一条の三」に改める。  
第八十二条第二号中「第十五条第三項」を「第三十一条の三第三項」に改める。

(宅地建物取引主任者資格試験に合格した者に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。)第十六条第一項の宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、この法律による改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。)(第十六条第一項の宅地建物取引士資格試験に合格した者とみなす。  
(秘密保持義務に関する経過措置)  
第三条 旧法第十六条の二第二項の試験事務に従事する旧法第十六条の四第二項の指定試験機関の役員若しくは職員(旧法第十六条の七第一項の試験委員を含む)又はこれらの職にあつた者に係る当該試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
(取引主任者証に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行の際現に交付されている旧法第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証は、新法第二十二条の二第一項の宅地建物取引士証とみなす。  
(登録免許税法の一部改正)  
第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第四十七号中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
(住民基本台帳法の一部改正)  
第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第三の二十の項及び別表第五第二十四号中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改める。  
(積立式宅地建物販売業法の一部改正)  
第七条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。  
第四十条第一項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。  
(処分、手続等に関する経過措置)  
第八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)以下この条において同じ。の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)  
第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
労働安全衛生法の一部を改正する法律をここに公布する。  
御 名 御 璽  
平成二十六年六月二十五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

(政令への委任)  
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
総務大臣 新藤 義孝  
財務大臣 麻生 太郎  
国土交通大臣 田 田 昭宏  
内閣総理大臣 安倍 晋三

労働安全衛生法の一部を改正する法律  
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「安全衛生改善計画等」を「事業場の安全又は衛生に關する改善措置等」に、「安全衛生改善計画」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画」に改める。  
第二十八条第三項第一号中「第五十七條の三第四項」を「第五十七條の四第四項」に、「第五十七條の四第四項」を「第五十七條の五第一項」に改める。  
第二十八條の二第一項中「有害性等」の下に、「(第五十七條第一項の政令で定める物及び第五十七條の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。)」を加える。  
第四十六條第一項中「第五十三條及び」を「第五十三條第一項及び第二項並びに」に改め、同条第二項第三号中「第五十三條」を「第五十三條第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号イ中「い」を「い、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相當するものを含む」に改める。  
第五十二條中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関(以下「外国登録製造時等検査機関」という。)(を除く。)」を加える。  
第五十二條の二中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加える。  
第五十二條の二の次に次の一条を加える。  
(準用)  
第五十二條の三 前二條の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。この場合において、前二條中「命ずる」とあるのは、請求する」と読み替へるものとする。  
第五十三條中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加え、同条第五号中「前二條」を「第五十二條及び第五十二條の二」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいづれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができる。  
一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいづれかに該当するとき。  
二 前条において読み替へて準用する第五十二條又は第五十二條の二の規定による請求に応じなかつたとき。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。